

# 令和8年度国民健康保険税率の改正



問 国保年金課 内 3127

市HP

令和8年度から、国民健康保険の保険税率を下表のとおり改正します。加入者の皆さんにはご負担をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

		令和7年度 (改正前)	令和8年度 (改正後)
医療給付費分	所得割額	7.08%	7.08%
	均等割額(1人につき)	28,300円	28,300円
	平等割額(1世帯につき)	20,500円	20,500円
	賦課限度額	660,000円	<b>670,000円</b>
後期高齢者支援金分	所得割額	2.50%	2.50%
	均等割額(1人につき)	11,000円	11,000円
	平等割額(1世帯につき)	7,500円	7,500円
	賦課限度額	260,000円	260,000円
介護納付金分 (40歳～64歳の加入者のみ)	所得割額	1.74%	1.74%
	均等割額(1人につき)	11,000円	11,000円
	平等割額(1世帯につき)	6,200円	6,200円
	賦課限度額	170,000円	170,000円
子ども・子育て支援金分 (新規)	所得割額	—	<b>0.29%</b>
	均等割額(1人につき)	—	<b>1,500円</b>
	平等割額(1世帯につき)	—	<b>900円</b>
	賦課限度額	—	<b>30,000円</b>

※上記(賦課限度額を超える場合は賦課限度額)の合計額が、世帯の12カ月分の保険税額となります。  
年間保険税額は、6月に送付する納税通知書で確認してください。

## 改正点

- 医療給付費分の賦課限度額を引き上げました
- 子ども・子育て支援制度\*に基づき、「子ども・子育て支援金分」を新設しました  
このうち均等割額は、高校生年代まで(18歳になる年の年度末まで)の加入者分を全額軽減します

※少子化対策を社会全体で支えるため、全ての世代が医療保険料に上乘せする形で負担し、子育て世帯を支援する仕組みです。